

総務建設常任委員会協議会会議録		
1 開会日	平成25年1月29日	午前 9時00分 開会 午前12時06分 閉会
2 場 所	第1委員会室	
3 出席委員	土橋秀雄委員長 高橋英俊副委員長 奥津勝子委員 片野哲生委員 高橋富美子委員 坂田よう子委員 清水弘子委員 渡辺順子議長	
4 傍聴議員	二宮加寿子議員 竹内恵美子議員 鈴木京子議員 関 威國議員	
5 説明員	中崎町長 和田参事（危機管理対策担当） 池田副室長 佐野スポーツ健康課長 仲手川建設経済部長 服部環境美化センター所長 押野副所長兼廃棄物対策係長 藤本環境係長 平田下水道課長 竹内副課長兼水道整備整備係長 笹山建設課長 作古副技幹兼道路整備係長 露木道路管理係長 荒巻都市計画課長 青木副課長兼開発指導係長 小瀬村副技幹兼都市計画係長 秋本主任主事 岩田産業観光課長 大槻副主幹兼観光推進係長 岩本課総務課長	
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 加藤 和男	
7 協議等の事項	(1) 大磯町新型インフルエンザ等対策本部条例について (2) 大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について (3) 大磯町準用河川に係る管理施設等の構造に関する基準を定める条例について (4) 大磯町下水道条例の一部を改正する条例について (5) 大磯町道路構造等の基準を定める条例について (6) 大磯町都市公園条例の一部改正について (7) 町道の認定について (8) 大磯都市公園湘南海岸公園区域の変更について (9) 生活交通確保対策事業の取組み状況について (10) その他 ・新たな観光の核づくり認定事業の二次審査について	
8 その他	一般傍聴 1名	

(1) 大磯町新型インフルエンザ等対策本部条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し、対策本部の設置を条例で制定するため担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 新型インフルエンザの緊急事態宣言がされる時は、どの範囲で出すタイミングはどのようになっているのか。

答. WHOがフェイズ4に入った段階で、日本政府、都道府県に対策本部が立ち上がる。フェイズ4のウイルスが国内に入ってきたことが確認できた段階で、内閣総理大臣から緊急事態宣言がされて、全国の全市町村が対策本部を設立する。

問. ウイルスを確認した時点で設置になるが、他の市町村も3月議会に上程し、緊急事態宣言を受けて設置することで進んでいるのか。

答. 対策本部は、早期に条例制定をして設置できるように、3月議会に条例を上程する。

要綱等の見直しをかけた中で、体制の整備は早期に図っていく。

問. 21年度に出来ている行動計画に沿って、今は進めると理解しているのか。

答. 今の行動計画の中で、対応することになる。国からは、新しい法律が施行されるタイミングで行動計画が示される。新たなインフルエンザ、新型の感染症法に規定する新感染症が出た場合、対処方針が遅れ気味になるので、危機管理として町がどのような対応をしていくか、対策本部の中で決めていく。

問. フェーズ4の状態は、SARSとか新型を特定していると解釈しているのか。

WHO関係で、国が何か危機感を持って、施行の中で危機管理面での対応ということで、このような状況なのか。

答. フェイズ4、5は、基本的には人から人への感染が、地域的なレベルで継続的に流行し、ずっと収まることなく流行している状態が維持されていることである。

世界的規模に流行するリスクが高まり、まん延が一気に広がるリスクが高まったというのがフェーズ4になる。

フェイズ4から6もパンデミックとなり、フェイズ4の宣言が、国外であろうとWHOにより行われた場合は、町、国として、対処法を進めていく。法として整備していかないと、対応が取りにくいので、まず、法整備が先に進められ、今後、行動計画は既存のものがあるので、改定作業を行っていく。

問. パンデミック状態が近い内に何かで起こりそうなので、日本の危機管理の法整備をしていく中で、国の作業に対して市町村も責任を持つことで、今回いこうという解釈か。

答. SARSの時に行動計画も策定し、感染症対策本部設置要領もあるので、これを法に準拠して、条例に格上げしていく。

問. 市町村の対策本部の設置の中に、医療機関や医師会等が入っていないが、どういう形になっているか。

答．市町村行動計画の中の対策本部は、市町村職員がメンバーになっているが、それ以外に現段階の構成メンバーには、医師会、歯科医師会の医師が入る事は、想定していない。専門的な部分で、指定公共機関等という形で、県の医師会や市町村の医師にも、協力はいただくことになるので、県を中心に連絡をかなり密にしていく。

問．フェイズに関する内容の資料をいただきたいが。

答．世界保健機構のホームページでダウンロードしたコピーを渡す。

(2) 大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、町の基準を定めるために条例の一部改正を行うことについて担当課から説明があった。

◎主な質疑

問．条例改正により、業務に関わる人で困ることはないか。

答．技術管理者については、法律から条例に変わるが、やることの内容に変わりはない。

問．資格は、環境省令 17 条 1 から 4 までの中の、1 つでもクリアされていれば大丈夫か。1 つの施設で働く者全員が技術管理者であるべきか、何名かいればいいのか。

答．17 条は、4 項目のうち 1 つでもクリアしていれば大丈夫であり、1 人が持っていて管理すればいい。

(3) 大磯町準用河川に係る管理施設等の構造に関する基準を定める条例について

(4) 大磯町下水道条例の一部を改正する条例について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、町の基準を定めることについて担当課から説明があった。

◎主な質疑

問．今まで下水道施行令でやっていたものを条例にして、今までの一般的な整備その他の構造は、特に変更はないか。河川も同じか。

答．下水道条例、河川の条例も、今まで国の法律であったものを、条例にした。

問．暫定改良工事を、大磯町においては行わないとする根拠は何か。

答．大磯町の準用河川は血洗川と小桜川で、小桜川と血洗川の一部を除いて整備が完了しているので、改良する実施計画が無いので削除した。

問．自然災害で、暫定改良工事が起こることはないか。

答．大規模な河川でないので、基本的には新たに計画を作るにしても、最初から最終的な計画を立ててしまうので、該当しない。

問．下水道の構造と管理基準で、今出来ているものは適用除外か。

答．国の基準をそのまま持ってきているので、今まで工事したものは、基準どおり施

工されている。

問. 雨水管の場合は、人口の面積によって管径が決まる基本があるが、大磯町内の今の雨水管が、それでいいという基準が、この中に盛り込まれているのか。

答. 今現在、公共下水道で雨水整備をしているところは、この基準で整備しているが、道路排水施設の既存のものは、この基準に合っていない部分もある。

問. 気象条件の違いで、排水処理がしきれない所が結構あるので、全体計画の見直しは重要であり、汚水計画の中で進めるべき話である。そういう基準も当然この中に入っていて、そこを見据えて進めていただきたいが。

答. 雨水計画も、大磯町全体が計画に入っているが、公共下水の汚水を先行して実施している。雨水は、今汚水をやりながら溢れるところを、雨水計画に基づき部分的に実施している。

(5) 大磯町道路構造等の基準を定める条例について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、町の基準を定めることについて担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 道路幅員の基準で、各市町村がまちづくりの町並み保存の観点、景観的な視点から、幅員等構造の中にこれを盛り込んでいるが、大磯町はそういう視点で条例を上程するに当たり協議されたか。

答. 道路構造令、国の政令、省令をもとに条例化を考えたので、景観面の観点は配慮していない。

問. 景観を重視した町並み保全も必要な観点と思うが、今回入れてこなかったが、配慮する方向性が見られるのか。

答. 景観面を配慮した道路整備になった場合は、道路法の適用を受けるかどうか、景観条例等も充分考慮した中で、考えていきたい

問. 第4章の「高齢者、障害者の移動等の円滑化のために必要」が、「移動等円滑化」になったのは。

答. 内容自体は、高齢者、障害者の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準ということである。

問. 町で文書を作る時に、文章に意味があって置いておくことは大事なことだと思うが。

答. 入れるようにする。

問. 条例の改正は、いつまでに改正しいつ施行するのか。

答. 道路構造令の基準が、来年4月1日以降なくなるので、25年4月1日施行である。

問. 25年4月1日の施行でいいのか。

答. 25年4月1日施行を目指して制定する。

問. 新しい基準の中で、予算化しなければならない部分は、予算化も考えているか。

答. 道路を新しくつくる場合に、その基準により予算化していく。

問. 新設の場合のみ、これを適用していくことか。

答. 維持修繕的な工事は、この適用を受けないが、新設また改築、少し抜本的な改築を要する場合は、基準に準拠しながらやっていく。

交通バリアフリー法の関係で、既存の道路でも当然改良する所は、基準を適用して改良していく。

問. 道路脇のL型側溝の高さで、なだらかに作り込んでいくという基準は、この中に入っているか。

答. 歩道の考え方は、高齢者、障害者等の移動等に関する基準の2センチメートルが標準で入っている。

要望. 点字タイルが有る所、無い所があるので、考え方をに入れてほしい。

早く町民のために、いたる所で円滑化に向けて実践して、バリアフリーが実感できるような方向に進んでいただきたい。

(6) 都市公園条例の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、町の基準を定めるために、都市公園条例の一部改正について担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 大磯町は、住民1人あたりの都市公園面積は現在どれくらいか。

答. 1人あたり、全町の区域内で11.92平方メートル、市街化区域は4.6平方メートルである。

(7) 町道の認定について

開発等に伴い新たに町道を整備し、町道への移管を受けたので、町道の認定について担当課から説明があった。

質疑なし

(8) 大磯町都市計画湘南海岸公園区域の変更について

大磯町都市計画湘南海岸公園区域の年度内に変更を完了するため、現在の状況について担当課から説明があった。

質疑なし

(9) 生活交通確保対策事業の取り組み状況について

生活交通確保対策事業の見直し等の進捗状況について、担当課から説明があった。

質疑なし

(10) その他「新たな観光の核づくり認定事業について」

1次審査がとおり、本日夜6時半から神奈川県庁で2次審査、プレゼンテーション審査が行われることについて、町長及び担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 食を中心にその食の原料、地産地消を推奨しているが、バックアップはどこからくるのか。

答. 商工会及び農業関係で、種類、量を調べてある。

農産物は、みかん、柿、ネギ、トマト、キャベツ、湘南レッド、水産物は、サバ、カマス、アジ、イナダ、ショウゴを、表示している。この農水産物等を活用して、地産地消を進めていきたい。カツオ、サバなどの生ハムも作っている。

問. キーワードの最後の楽しさとは何か。

答. 観光で大磯町に来て楽しみたい。食べる楽しみは、寝る楽しみのもう一つの人間の究極のものである。食べてもお腹にもたれない健康だという楽しみを伝えていきたい。

問. 健康と食を組み合わせたハブ施設を、大磯港の中に何か造りたいのか。

答. 食文化の国際交流館（仮称）を、大磯の邸園文化の中で、別荘地を利活用していきたい。レストランをつくり、料理学校をつくり、交流会場として国際性を出していきたい。大磯の地産地消による日本食のすばらしさを訴えていき、大磯特有のレシピを訴えていきたい。

問. 観光のまちづくりのキーワードで、食文化をキーワードにして、一番の魅力的なものは何か。

答. 新たな観光のまちづくりで、大磯の歴史文化それから自然、海を観光としての楽しさは横のラインである。

縦を通す一体化していくもののハブとして、食事を導入した。

問. 日本食だけだとイメージ的にキーポイントが弱い。食で大磯に来てくださいという中で、それをキーポイントにして、あと枝葉として、健康、歴史、景観を楽しんでいただくということが面白いと思うが。

答. セカンドステージとして、スイーツなど特有のもので、柑橘類で60種類のジャムの加工品があるなど、第6次産業として発展性を控えている。そういうものは当然考えている。

問. 県でPRするには、食を中心にやった方がいいと思うが、オープンガーデンではやっぱりインパクトが弱いと思うが。

答. 高齢者の方に、とりあえず集まっていただき、大磯のスローライフ、大磯の良さを知っていただきたい。ガーデニングは、1カ所に固まっているわけではなく、散在して町の中にあり、どこを歩いても路地があり、庭があり、石垣があり、木があり、そういうところをオープンガーデンと言っている。これ以上のインパクトは、他では見られない。

問. 事業主体は、一般財団法人か。

答. 日本料理文化交流協会に、たくさんの大きな企業が世界食文化遺産に登録しようとしている。日本料理文化交流協会等の中で、援助を受ける話を進めているので、邸園文化をやっていく中で考えている。

問. 別荘の改修で食文化国際交流館は、町の予算も必要になり、相当な覚悟が必要と思うが。

答. 事業費の10億から20億は、この中に吉田邸の資金5億から6億も含まれている。

平成27年度までのタイムスケジュールは、まずどこか今交渉しているところと、交流会館という位置づけのものを1つ、話を成立させなければ、前に進んでいかない。

問. 大磯に松本順という名医が居て、たくさんの人が大磯に集まり、その邸園や屋敷が形成された。大磯の場合は、歴史から見て、もっと健康面の医学を特化していくことが必要とされていて、海水浴の勧めとか英国 Brighton との連携とか、そのところの問題をどのように、今後展開させるのか。

答. 薬を飲むより、食べ物を食べて体を癒していくことが、1つの予防医学である。大磯の海水は真水がまざっていないので、非常に塩濃度が高く、体にとって新陳代謝を促進する。洗えば砂はある程度きれいになるので、将来的には砂をある限定した海岸で洗っていかねばならないと思っている。汚れていない、ごみの混ざっていない、油のない、そういう砂が大磯の海岸の特徴である。

問. 県が認定した後、何をしてくれるのか。

答. 黒岩知事が、お金は出さないが宣伝マンになって、大磯を第4の観光地としてアピールしていく。

問. 魚の生ハムを売っているところはどこか。

答. 高橋ストアーの横の加工場、めしや大磯港、井上蒲鉾店、駅前の地場屋ほっこりである。

最近では、小田原厚木道路の大磯インターのサービスエリアでも売っている。

今年度2013年から、都内のサービスエリア、デパートでも、売っていく予定である。

問. 大磯地区がほとんどで、西部地区で売ってほしいが。

答. 実際に作っている定置網水産加工部に話を伝えるが、新聞、テレビの紹介で、生産が追いつかない状況である。